

寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行				改正案			
～略～				～略～			
別表第1(第2条関係)				別表第1(第2条関係)			
番号	職名	支給 区分	報酬額	番号	職名	支給 区分	報酬額
(略)				(略)			
(加える)				62	学校運営協議 会委員	年額	6,000円
別表第2(第2条関係)				別表第2(第2条関係)			
区分		費用弁償の額		区分		費用弁償の額	
(略)				(略)			
B 別表第1に掲げる 者のうち第9号から第 61号までの者		(略)		B 別表第1に掲げる 者のうち第9号から第 62号までの者		(略)	
～略～				～略～			
				附 則			
				この条例は、平成31年4月1日から施行す る。			